

Q6-5 就業時間には上限の規定はありますか。

台湾の労働基準法の規定によると、労働者の通常労働時間は1日8時間を超えてはならず、1週間で最長40時間となっています(労働基準法第30条第1項)。また、7日ごとに1日の法定休日と1日の休息日を与えなくてはなりません(同第36条)。なお、労働者は4時間労働するごとに30分の休憩時間を与えられます(同第35条)。

また、中央管轄官庁が指定した業種においては、2週間、4週間または8週間の各期間内の労働時間を調整し、法定の通常労働時間を他の労働日に割り当てることができます。ただし、労働組合の同意、または労働組合がない場合には労使会議の同意を経ることが必要です。各期間内での変形労働制の概略は以下の通りです。

○ 2週間変形労働制(同 第30条第2項および同第36条第1項第1号)

- ・ 2週間のうち2日を他の勤務日に割り当て可
 - ・ 上記のその他の勤務日に割り当てられた時間数は毎日2時間まで
 - ・ 1週間の通常労働時間は最長48時間まで
 - ・ 2週間の通常労働時間は最長80時間まで
 - ・ 7日に少なくとも1日の法定休日を与える
 - ・ 2週ごとの法定休日および休息日は少なくとも4日必要
 - ・ 連続勤務は6日まで
- * 労働基準法が適用される全ての業種に適用可能

○ 4週間変形労働制(同 第30条の1および同第36条第1項第3号)

- ・ 4週内の通常労働時間をその他の日の勤務日に割り当て可能
 - ・ 上記その他の勤務日に割り当てられた時間数は毎日2時間まで
 - ・ 4週間の通常労働時間は最長160時間まで
 - ・ 2週ごとに少なくとも2日の法定休日、4週ごとに法定休日と休息日が少なくとも8日必要
- * 銀行業、飲食業、宿泊業、操業商品小売業をはじめ、中央管轄官庁が指定した以下の業種に限り適用可能。カッコ書き内は中国語名称。

1. 環境衛生および汚染防止サービス業(環境衛生及汚染防治服務業) 2. ガソリンスタンド業(加油站業) 3. 銀行業(銀行業) 4. 投資信託業(信託投資業) 5. 情報サービス業(資訊服務業) 6. 総合商品小売業(綜合商品零售業) 7. 医療保険サービス業(醫療保健服務業) 8. 警備業(保全業) 9. 建築および工事技術サービス業(建築及工程技術服務業) 10. 法律サービス業(法律服務業) 11. 信用組合理業(信用合作社業) 12. 観光宿泊業(觀光旅館業) 13. 証券業(證券業) 14. 一般広告業(一般廣告業) 15. 不動産仲介業(不動産仲介業) 16. 公務機構(公務機構) 17. 映写業(電影片映演業) 18. 建設管理業(建築經理業) 19. 国際貿易業(國際貿易業) 20. 先物業(期貨業) 21. 保険業(保險業) 22. 会計サービス業(會計服務業) 23. 預金保険業(存款保險業) 24. 社会福祉サービス業(社會福利服務業) 25. 管理顧問業(管理顧問業) 26. 金融手形業(票券金融業) 27. 飲食業(餐飲業) 28. 娯楽業(娛樂業) 29. 国防事業(國防事業) 30. クレジットカード処理業(信用卡處理業) 31. 学術研究およびサービス業(學術研究及服務業) 32. 一般宿泊業(一般旅館業) 33. 理髪および理容業(理髮及美容業) 34. その他教育訓練サービス業(其他教育訓練服務業) 35. 大学等 36. 映画および録画番組リース業(影片及錄影節目帶租賃業) 37. 社会教育事業(社會教育事業) 38. 市場および展示場管理業(市場及展示場管理業) 39. 時計、眼鏡小売業(鐘錶、眼鏡零售業) 40. 農協および漁協(農會及漁會) 41. 石油製品燃料卸売の中のものガスボンベ卸売業およびその他燃料小売業の中のものガスボンベ小売業(石油製品燃料批發業中之筒裝瓦斯批發業及其他燃料零售業中之筒裝瓦斯零售業) 42. 農林漁牧業(農、林、漁、牧業)

○ 8週間変形労働制(同第30条第3項 および同第36条第1項第2号)

- ・ 8週内の通常労働時間をその他の日の勤務日に割り当て可能

- ・ 1日の通常労働時間は最長 8 時間まで
- ・ 1週間の通常労働時間は最長 48 時間まで
- ・ 8週間の通常労働時間は 320 時間まで
- ・ 7日ごとに少なくとも 1日の休息日を与える
- ・ 8週ごとに法定休日と休息日が少なくとも 16 日必要
- ・ 連続勤務は 6 日まで
- * 上記 4 週間変形労働性が適用される業種に加え、製造業、建設業等、中央管轄官庁が指定した業種に限り適用可能。カッコ書き内は中国語名称。

1. 4 週間変形労働制適用業種 2. 製造業(製造業)3. 建設建築業(營造業)4. 観光バス業(遊覽車客運業)5.航空運輸業(航空運輸業)6. 港灣業(港埠業)7. 郵政業(郵政業)8. 電信業(電信業)9. 建築投資業(建築投資業)10. 卸売および小売業(批發及零售業)11. 印刷業(影印業)12. 自動車美容業(汽車美容業)13. 電器および電子産品修理業(電器及電子産品修理業)14. 二輪車修理業(機車修理業)15. 未分類その他器物修理業(未分類其他器物修理業)16. 衣服クリーニング業(洗衣業)17. 現像業(相片冲洗業)18. 浴場業(浴室業)19. 縫製業(裁縫業)20. その他専門科学および技術サービス業(其他專業科學及技術服務業)21. 顧問サービス業(顧問服務業)22. ソフトウェア出版業(軟體出版業)23. 農林漁牧業(農林漁牧業)24. リース業(租賃業)25. 水道水供給業(自來水供應業)26. 行政機関のサービス提供日のカレンダーにより出勤する業種(依政府行政機關辦公日曆表出勤之行業)27. 自動車貨物運輸業(汽車貨運業)28. MRT 運輸業(大眾捷運系統運輸業)29. 撮影業の中の結婚写真、結婚式写真撮影業(攝影業中婚紗攝影業及結婚攝影業)

なお、業種や職種は限定されていますが、労使双方が労働時間、法定休日、休暇、女性の夜間労働条件を協議し、書面にて約定し所在地の管轄官庁に届出た場合に、裁量労働制の適用も認められており、労働基準法の一部(下記)が適用されなくなります(同第 84 条の 1)

1. 通常労働時間に関する規定
2. 時間外労働に関する規定
3. 7日に1日の法定休日と1日の休息日を与える規定
4. 内政部が指定する記念日、祝日、労働節には休暇を与える規定

また、裁量労働制の適用対象は、監督、管理人員あるいは責任制専門家、監視または継続的な作業、その他特殊な性質な作業に従事する者とされており、同施行細則第 50 条の 1 第 1 号から第 4 号に以下のように 各々定義されています。

1. 監督、管理人員: 雇用主に雇用され、事業運営管理に責任を持ち、一般労働者の雇用、解雇、または労働条件を決定する権限を有する管理者レベルの者
2. 責任制専門人員: 専門知識または技術をもって特定の任務を完成させ、その結果に責任を負う作業員
3. 監視性作業: 特定の場所での監視を主とした作業
4. 継続性作業: 作業自体が断続的な方法で行われるもの

さらに具体的には「労働基準法第 84 条の 1 作業員」として適用可能な業種やその職種が管轄官庁より多岐にわたり公告されていますが、一般的な企業に関連する主なものは以下の通りです。

- ・ 事業単位の代表、管理職、配車は必要な人員の場合のドライバー
- ・ 情報サービス業が雇用する事業の経営管理の業務を担当し、労働基準法施行細則第 50 条の 1 第 1 号に符合する管理職、システム研究開発エンジニアおよびメンテナンスエンジニアで同条第 2 号に符合する者
- ・ 広告業が雇用する経理級(マネージャーレベル)以上で労働基準法施行細則第 50 条の 1 第

1号に符合する者

- ・警備業の警備人員、コンピューター管制センター監視コントロール人員、経理級(マネージャーレベル)以上の労働基準法施行細則第50条の1第1号に符合する者。
- ・保険業の外交員保険業務員で保険業務管理規則による登録を行っている者
- ・航空運輸業の乗組員(乗機、降機作業人員も含む)
- ・不動産仲介業の不動産ブローカー(業務管理職も含む)
- ・建築士事務所、室内設計・内装業、建設建築業、建築工事技術業の現場監督
- ・事業単位が自社で雇用した警備員
- ・映画製作業の照明、撮影、電工人員等
- ・葬儀サービス業のサービス人員
- ・旅行業のツアーガイド、添乗員